

可決した議員提出議案

○ 三重県議会基本条例

「三重県議会基本条例」は、議員提出議案として平成18年第4回定例会に出し、議会運営委員会での審査の後、12月20日の本会議において、全会一致をもって可決しました。

三重県議会では、分権時代を先導する議会を目指して、積極的に議会改革に取り組んできましたが、これまでの取り組みを後戻りさせることなく、更なる改革に取り組むことを決意し、この条例を制定したものです。なお、議会基本条例の制定は、全国の都道府県では初めてです。

この条例の概要については、第1に、議会の基本理念および基本方針を定め、議会の役割を明らかにし、県民の負託の確に應えることにより、県民福祉の向上と県勢の伸展に寄与することを

目的としています。

第2に、議員の責務および活動原則、議会運営の原則などを定め、議員は議会活動を通じて県民の負託に應えるものとするともに、議会はその機能が十分に発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならぬとしています。

第3に、議会と知事等との関係については、二元代表制の下、議会は知事等と常に緊張ある関係を構築し、知事等との立場および権能の違いをふまえ、議会活動を行わなければならないものとしています。

第4に、議会は、その有する監視・評価機能、政策立案機能の強化を図るため、附属機関などを設置することができるとともに、積極的に議員

相互間の討議に努めるものとしています。

第5に、議会と県民との関係について、議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の参画する機会の確保に努めるものとし、広聴広報機能の充実を図るとともに、委員会の公開などを行うこととしています。

その他、議会改革推進会議の設置などによる議会改革の推進、議員の政治倫理の確保、議会事務局の機能強化などについて規定しています。

なお、この条例について、議会は、県民の意見や社会情勢の変化などを勘案し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。

○ 三重県議会議員の政治倫理に関する条例

「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」は、現職県議会議員による不祥事をきっかけとして、平成18年8月11日開催の第2回臨時会において設置した、「政治倫理確立特別委員会（議員12名で構成）」での6回に及ぶ検討を経て、平成18年第4回定例会に提出し、12月20日の本会議において、全会一致をもって可決しました。

この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務や政治倫理規程を定めるとともに、議会の秩序と名誉を守り、県民の厳粛な信託に応え、清潔で民主的な三重県政の発展に寄与することを目的

としています。

条例では、関係法令の遵守をはじめ、犯罪行為や飲酒運転など「議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと」と「など、政治倫理規程の遵守などについて規定しています。

また、議員には、高い倫理的義務が課されていることを十分に自覚し、県民の代表として、公正・誠実・清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、県民の負託を受けた議員としての使命の達成に努めなければならないとしています。

○ 開催結果

平成18年11月1日に津市にて「三重県地方議会フォーラム2006」を三重県議会および三重県議会改革推進会議の主催により、二元代表制に基づく議会の自律と県民自治の実現を目指し、県議会と県内市町議会との交流・連携を深めるため、議会基本条例と今後の議会改革をテーマとして開催しました。

○ フォーラムの概要

東京大学大森彌名誉教授より「議会基本条例の意義」と題して、基調講演をいただきました。

続いて、北海道の栗山町議会橋場利勝議長より、全国で初めて制定された、議会基本条例についての事例発表をいただいたほか、三重県議会基本条例検討会座長の岩名秀樹議員から、都道府県レベルでは全国初となる、議会基本条例素案についての事例発表を行いました。

さらに、助言者として名張市亀井利克市長をお迎えし、議会基本条例などについて意見交換会を行い、活発な議論が行われました。

○ 終わりに

三重県内はもとより、県外の議会からの参加もあり、参加者が約350人となる大規模な会議となりました。

今後、議会改革の動きが全国に広がり、各自治体における議会基本条例の制定が進むことを願っております。

「三重県地方議会フォーラム2006」を開催